

(条例第6条関係)

既設給水管利用に関する確約書

津山市長 殿

今回、給水装置工事の施工に当たり、当方の都合により一部既設給水管を利用して、給水を受けることといたします。

については、接続した既設給水管からの事故については、水道局並びに指定給水装置工事事業者に対して一切の異議申し立て等しないことをここに確約します。

令和 年 月 日

住所
給水装置工事申込者
氏名

⑩